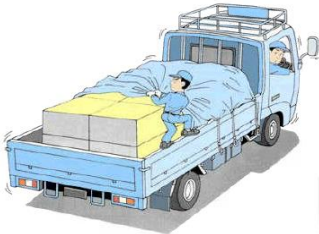


荷主等(荷主、配送先、元請け事業者等)の皆様へ

陸運事業者と連携して、荷役作業時の労働災害を防ぎましょう！

うちの会社って
荷主なの？



陸運事業者は、製品・商品を客先へ運搬してもらう、材料や部品、資材等を仕入先から会社や現場に運搬してもらう等、様々な業種の会社が荷主になります！



陸上貨物運送事業の労働災害については、近年増加傾向にあります。特に、荷役作業での労働災害は、毎年1万件近く発生しており、労働災害全体の1割に達しようとしています。しかも、荷役作業での労働災害の3分の2は荷主先で発生し、そのうちの8割は貨物自動車の運転者が被災しています。(裏面記載の、荷主先で発生している労働災害の事例をご確認下さい。)

陸運事業者だけで、荷役作業の安全対策を講じることは困難ですので、荷主などの皆様も、陸運事業者と連携して、荷役災害の防止に取り組んでいただくようお願いいたします。

荷主は、何をすればよいの？



- ・会社の中で、荷役作業の担当者を選んでください。
 - ・陸運事業者と安全な荷役作業について打ち合わせを行う場を設けてください。
 - ・荷役作業の有無を陸運事業者に事前通知する、余裕を持った着時刻の設定をする、荷役場所の作業環境の改善をする等、荷役作業における労働災害防止措置を実施してください。
- ※詳細は「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」をご確認ください。



ひと、くらし、
みらいのために

川崎北労働基準監督署

荷役災害は様々な業種の荷主先で発生しています！

【製造業関係】



（災害発生状況）保管されていた内容不明の廃液をタンクローリーで回収し、さらにソフトエッチング廃液（過硫酸ソーダ、硫酸、水）を混合回収していたところ、タンクローリー内で化学反応により発生した有害ガス（塩素ガス）により、付近で作業していた労働者が病院に搬送され、塩素ガス中毒となった労働災害。

（荷主における措置）荷主側において、廃液回収業者に情報提供せず、化学反応により有害ガスが発生するおそれがある成分の異なる廃液を混合回収させたことから、書面等により適切な有害物関係の情報提供を行う。

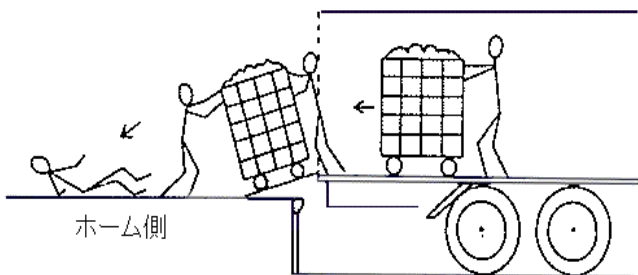
【建設業関係】



（災害発生状況）建設現場（荷主先）で車上渡し作業中、鉄骨資材が荷崩れして、トラックドライバーが下敷きとなった労働災害。

（荷主における措置）建設現場では、現場内で行う荷役作業等のルールを定め、あらかじめ現場内に建設資材等を搬出入してくる業者を把握してから、元請・下請及びトラック業者等において各々の責任や役割分担を明確にした上で荷役作業等に係る安全対策に取り組むことが求められる。

【小売業関係】



（災害発生状況）荷主先においてロールボックスパレットを運搬トラック荷台から降ろそうとした際、トラックターミナル高床ホームと運搬トラックの荷台との間で大きな段差が生じ、そのことで渡り板の勾配角度が急となったため、荷が勢いよく進む状態となったので抑えながら後方へ進んだ時に転倒した労働災害。

（荷主における措置）荷主側において、運搬トラックの大きさに対応した段差解消のための設備を設置する、フォークリフトを使用して荷を下ろす作業計画を示す等安全対策を図る。